

令和5年7月12日
(一社)東紀州地域振興公社

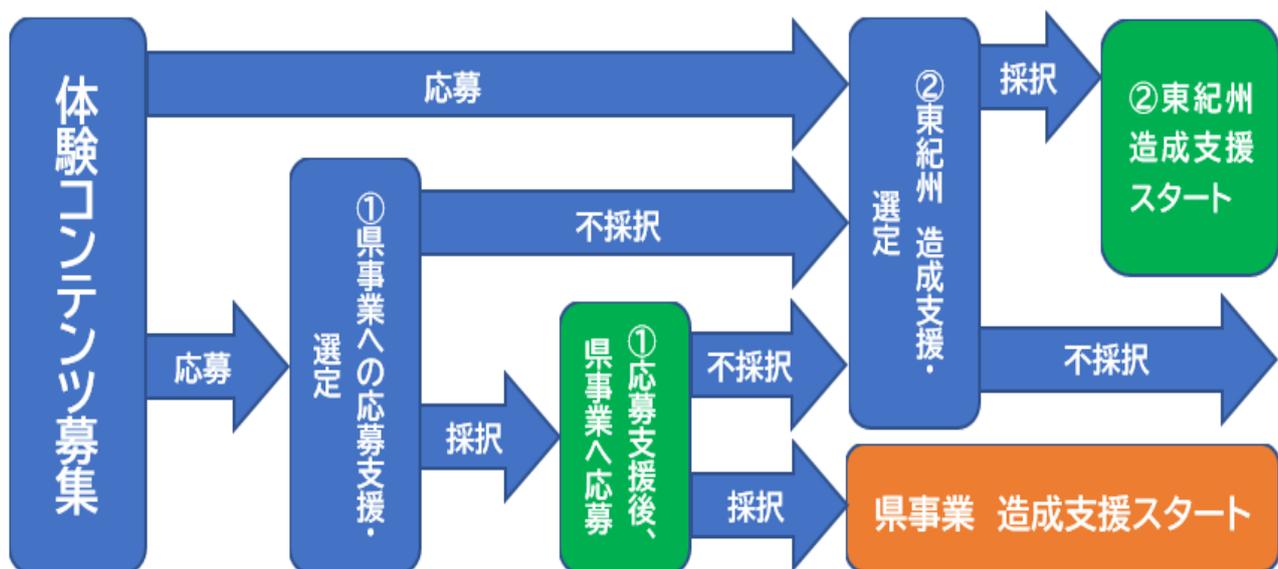
1. 本事業の目的

地域特性を生かした体験コンテンツは、拠点滞在型観光を推進し、滞在時間の延伸、観光消費額の増大、ひいては地域経済の発展に寄与することが期待されます。

本業務では、東紀州地域の資源を活用した、この地域を訪れる目的となるような東紀州ならではの体験コンテンツの発掘及び造成に係る支援を行い商品化することを目的とします。

2. 本事業の流れ

- (1) 本事業は **募集①**県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならでは」の体験コンテンツ造成支援プログラム』と連動した応募支援と、**募集②**体験コンテンツ造成に向けた専門家の伴走支援の2種類の支援があります。どちらへの支援も可能とします。
- (2) 本事業への参加を希望する事業者は、申込書(様式A、B、C)を記入の上、それぞれの応募期限までに電子メールにて事務局まで提出してください。
- (3) 提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会で審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (4) 採択された事業者には①②それぞれの支援を実施します。
- (5) イメージ図



※本事業の支援は緑色(①及び②)、県事業の支援はオレンジ色(白黒印刷の場合は右下の薄い色)です。

(6) 参考：本事業と県事業の違い

	【本事業】東紀州地域体験コンテンツ 発掘・造成支援事業	県事業『「拠点滞在型観光×三重」 ブランディングモデル事業』
支援内容	募集① 県事業への応募支援 ・右記県事業応募に向けた書類作成支援 募集② 専門家の伴走支援 ・体験コンテンツ造成に係る人的支援（伴走） ・モニターツアーの実施	・体験コンテンツの造成に関わる人的支援 ・モニターツアーの実施 ・プロモーションに係る支援 ・モデルツアーの実施 ・体験コンテンツに必要な備品等の購入支援
対象コンテンツ	・販売していない新たな体験コンテンツ ・既に販売しているが、課題があり、さらに磨き上げたい体験コンテンツ ・アイデアはあるが、商品化に至っていない体験コンテンツ	・販売していない新たな体験コンテンツ

3. 本事業の内容とスケジュール

募集① 県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの体験コンテンツ造成支援プログラム』と連動した応募支援

◆県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの体験コンテンツ造成支援プログラム』へ応募することを目的とし、応募のあった体験コンテンツの中から採択されたコンテンツに対し、応募に向けた書類作成の支援等を行います。

<スケジュール>

7月12日(水)	公募開始
7月19日(水)	事業説明会（リアルとオンラインのハイブリット開催）
7月28日(金)	応募期限
7月31日(月)	選定会議
7月31日(月)	採択事業者の決定通知
8月3日(木) 又は 8月7日(月)	応募支援（オンライン）
8月10日(木)	県事業 応募期限

募集② 体験コンテンツ造成に向けた専門家の伴走支援

◆体験コンテンツを販売できる状態にすることを目的とし、応募のあった体験コンテンツ及び県事業に応募したが採択されなかった体験コンテンツの中から採択されたコンテンツに対し、専門家の伴走支援等を行います。

<スケジュール>

7月12日(水)	公募開始
7月19日(水)	事業説明会（リアルとオンラインのハイブリット開催）
9月15日(金)	応募期限
9月20日(水) 頃	選定会議

9月25日(月)	採択事業者の決定通知
10月4日(水)頃	オンライン基礎研修会(対象:採択された事業者)
10月10日(火)～	体験コンテンツ造成支援開始
11月以降	モニターツアー※1の実施及び効果検証
1月～順次	コンテンツの販売開始

※1:体験期間の季節性や設定日数、テーマ等を考慮の上、支援するコンテンツを選定します。支援するすべてのコンテンツの販売が確約されるわけではありません。

4. 参加事業者の要件

以下の要件をすべて満たす者を参加事業者とします。

- (1) 「東紀州でしかできない」「特別感のある」体験コンテンツの提供を目指す事業者であること。
- (2) 東紀州地域内の観光協会及び類似団体、民間事業者(個人事業者を含む)、県内の観光地域づくり法人(DMO)であること。
- (3) 完成した体験コンテンツを次年度以降も自発的にブラッシュアップしながら、継続的に運営、販売を実施していく意欲があること。

5. 支援内容

募集① 県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの」体験コンテンツ造成支援プログラム』と連動した応募支援

- (1) 県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの」体験コンテンツ造成支援プログラム』への応募に向けた書類作成支援

◆以下について、専門家が伴走型のアドバイスを実施します。

- ・ 申請書類から課題・改善項目の抽出、改善に向けたアドバイス
- ・ 東紀州地域内の観光協会及び類似団体、県内の観光地域づくり法人(DMO)等との連携に向けたアドバイス
- ・ 販売を想定した、販売価格の設定・新たな販路等のアドバイス

募集② 体験コンテンツ造成に向けた専門家の伴走支援

- (1) 自然資源、観光資源、食、産業・ものづくり等を活用した体験コンテンツの造成に係る人的支援

◆以下について、専門家が伴走型のアドバイスを実施します。

- ・ 体験コンテンツの背景にあるストーリーとそれを感じる魅力的なプログラムづくり
- ・ 地域資源の価値とマーケットニーズを勘案した体験内容
- ・ マーケット目線での商品価値を考慮した料金設定
- ・ 自走可能な体制構築に向けたアドバイス
- ・ 利用者の増加に向けた情報発信の在り方や販路拡大に向けた販売体制
- ・ 体験コンテンツをブラッシュアップするためのKPIマネジメント等の管理手法
- ・ 体験コンテンツの造成度合に応じた次年度以降の継続支援方法の提案等
- ・ 販売を想定した、販売価格の設定・新たな販路等のアドバイス
- ・ 東紀州地域内の観光協会及び類似団体、県内の観光地域づくり法人(DMO)等と連携したプロモーションのアドバイス

(2) 課題抽出のためのモニターツアーの実施

- ・ 令和5年11月にモニターツアーを実施予定（体験コンテンツの設定日や季節が限定されたものである場合は、モニターツアーを実施できない場合があります。）

※上記支援内容にかかる費用はすべて事務局が負担します。

ただし、事務局を介さずに、事業者独自の判断によって行った開発やプロモーションなどに関わる費用はこの限りではありません。

6. 申請手続

申請者は、受付期間内までに必要な書類をすべて揃え、電子メールにより事務局まで提出してください。申請書類の受付期間、申請先メールアドレス等は、以下のとおりです。

(1) 申請書類の受付期間

募集① 県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの」体験コンテンツ造成支援プログラム』と連動した応募支援

◆令和5年7月12日（水）から令和5年7月28日（金）17時まで

募集② 体験コンテンツ造成に向けた専門家の伴走支援

◆令和5年7月12日（水）から令和5年9月15日（金）17時まで

(2) 申請先

東紀州地域体験コンテンツ発掘・造成支援事業 事務局(株式会社JTB三重支店内)
メールアドレス：mie_5773@jtb.com

※申請後、事務局より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。

万一届かない場合は、事務局宛にご連絡ください。

※やむを得ず、メールでの申請が困難な場合は、事務局までご相談ください。

(3) 申請に求めるポイント

- ・ 「東紀州でしかできない」、「特別感のある」体験コンテンツになり得る可能性があること。
- ・ 体験コンテンツに潜在的な魅力があることや、ターゲット設定やストーリー性を組み込むこと等で、商品化が見込めるものであること。
- ・ 東紀州地域内での周遊・滞在を促進すると認められる内容であること。
- ・ 造成したコンテンツについては、令和6年度以降も販売を継続すること。
- ・ OTAや自社サイト等、オンラインでの予約受付・販売を行う意欲があること。
- ・ **募集①** 県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの」体験コンテンツ造成支援プログラム』と連動した応募支援は、県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの」体験コンテンツ造成支援プログラム』の公募要領に準じます。

(4) 提出書類

提出書類名	様式名	形式
申請書	様式A	Excel
体験コンテンツ概要	様式B	Excel
体験コンテンツ企画シート	様式C	PowerPoint

(5) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・ 提出書類は、「一般社団法人東紀州地域振興公社情報公開実施規程」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 提出された提案書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・ 本契約により制作された制作物の著作権は（一社）東紀州地域振興公社に帰属することとします。

7. 採択事業者の選定

(1) 選定本数

募集① 県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの体験コンテンツ造成支援プログラム』と連動した応募支援

◆東紀州全域において5本を想定

募集② 体験コンテンツ造成に向けた専門家の伴走支援

◆東紀州全域において5本を想定

(2) 選定方法

有識者を含む委員会において、「(4) 選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で、選定を行います。

(3) 選定委員会の構成

事務局が選定した有識者と（一社）東紀州地域振興公社による選定委員会を構成します。

(4) 選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

なお、評価基準の配点等の質問に関するお答えはできません。

A. 事業目的との整合性

B. 独自性・新規性（提案内容に独自性・新規性があり、説得力があるか）

C. 具体性・計画性（提案内容に自走に向けた具体性や計画性があるか）

D. 実施体制・持続性（次年度以降も実施可能な実施体制・持続性があるか）

E. 収益性（旅行者がお金を払う価値がある商品になる要素があるか）

※合わせて地域性、テーマ性を考慮して、選定します。

(5) 選定結果の決定及び通知

- ・ 採択する案件の決定後、申請者に対して結果の通知を行います。

募集① 県事業『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業「三重ならではの体験コンテンツ造成支援プログラム』と連動した応募支援

◆令和5年7月31日(月)

募集② 体験コンテンツ造成に向けた専門家の伴走支援

◆令和5年9月25日(月)

- ・ 個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

8. 事務局・お問い合わせ先

東紀州地域体験コンテンツ発掘・造成支援事業 事務局 (株式会社JTB 三重支店内)

担当：伊豫田 (いよだ)

TEL：059-228-0203 メールアドレス：mie_5773@jtb.com

※受付時間は平日9:30から17:30まで(土日祝日を除く)

※ご連絡の際は、必ず「東紀州地域体験コンテンツ発掘・造成支援事業について」とお問い合わせください。

以上